

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3041号から第3043号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3041号及び第3042号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3043号では、横浜市交通事業管理者が行った開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「(1)第一種動物取扱業登録申請について（健動第797号） (2) 第一種動物取扱業変更届出について（健動第1484号）」外5件の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3041号】

(2) 「令和2年度 環境衛生関係相談処理簿（令和2年8月3日相談分）」外10件の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3042号】

(3) 「東急東横線「大倉山駅前」バス停留所の道路占用許可書」の開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3043号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3041	令和3年1月18日	令和3年2月26日	令和3年5月28日	令和3年6月25日	個人	市長
3042	令和3年1月18日	令和3年2月26日	令和3年5月28日	令和3年6月25日	個人	市長
3043	令和3年5月7日	令和3年5月28日	令和3年6月7日	令和3年7月7日	個人	交通事業 管理者

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3041	答申別表1の文書1から文書9までのとおり(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 答申「3 実施機関の一部開示理由説明要旨」(1)から(4)までの記載のとおり	答申別表3に示す部分を開示すべき
3042	答申別表1の文書1から文書11までのとおり(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 答申「3 実施機関の一部開示理由説明要旨」(1)から(3)までの記載のとおり	答申別表3に示す部分を開示すべき
3043	「東急東横線「大倉山駅前」バス停留所の道路占用許可書」(以下「本件審査請求文書」という。)	開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。)第10条第1項に基づき全部を開示 (本件審査請求文書を特定して行った開示決定について、ほかにも文書があるはずであるという趣旨で審査請求が提起されたもの)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3041	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《第一種動物取扱業の登録等及び特定動物の飼養又は保管の許可等に係る事務について》</p> <p>ア 第一種動物取扱業の登録等に係る事務について</p> <p>第一種動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地の都道府県知事(指定都市にあってはその長)の登録を受けなければならない(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。)第10条第1項)、その登録を受けた第一種動物取扱業者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)で定める軽微な事項の変更を除く変更をしようとするとき等の場合に</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3041</p>	<p>は、都道府県知事に届け出なければならない（動愛法第14条第1項及び第2項）。都道府県知事は、登録の申請又は登録事項の変更の届出があったときは、第一種動物取扱業者登録簿に登録しなければならない（動愛法第11条第1項）。</p> <p>また、第一種動物取扱業者のうち動物の展示等を業として営む者は、動物に関する帳簿を備えなければならない（動愛法第21条の5）。</p> <p>横浜市動物愛護センター（以下「動愛センター」という。）は、横浜市の区域におけるこれらの申請や届出に関する事務の総括を担当している。</p> <p>イ 特定動物の飼養又は保管の許可等に係る事務について</p> <p>特定動物を動物園その他これに類する施設における展示等の目的で飼養又は保管を行おうとする者は、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない（動愛法第26条第1項）、都道府県知事は、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法等の報告を求め、又はその職員に、特定飼養施設を設置する場所等に立ち入らせ、検査させることができることとされている（動愛法第33条第1項）。</p> <p>動愛センターは、その許可に係る申請書等の内容の確認及び立入検査を行っており、また、特定動物飼養者が横浜市の区域において特定動物を一時的に特定飼養施設外にて保管等する場合の届出等に関する事務も行っている。なお、動愛法第33条第1項の報告及び検査の事務は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）の規定により、横浜市保健所長に委任されている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 文書1は、特定法人A横浜公演に係る実施機関に対する第一種動物取扱業の登録申請に関する書類であり、登録申請書には、事業所の名称、所在地、動物取扱責任者（動愛法第22条第1項に規定する者をいう。）の氏名等が記載され、施設図面等が添付されている。</p> <p>イ 文書2は、第一種動物取扱業の登録事項の変更に係る届出に関する書類であり、届出書には、変更する動物取扱責任者の氏名等が記載され、経歴等が添付されている。</p> <p>ウ 文書3は、特定法人A横浜公演に係る第一種動物取扱業者の動物に関する帳簿の備付け等に関するメールの送受信文及び添付書類であり、個人のメールアドレス、個人の氏名、やり取りの内容等が記載されている。</p> <p>エ 文書4は、特定法人A横浜公演に係る特定動物の飼養又は保管の許可に関する書類であり、許可申請書には、特定動物の種類、数、特定飼養施設の構造及び規模等が記載され、構造設備の概要等が添付されている。</p> <p>オ 文書5は、特定動物飼養者が当該許可に係る実施機関が管轄する区域の外において特定動物の飼養又は保管する場合の通知に関する書類であり、通知書には、許可を受けた特定動物の種類等が記載され、移動スケジュール等が添付されている。</p> <p>カ 文書6は、特定動物の飼養又は保管の方法及び一時的に特定飼養施設の外で飼養又は保管をすることについて特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合の届出に関する書類であり、届出書には、許可を受けた特定動物の種類等が記載され、施設図面等が添付されている。</p> <p>キ 文書7は、飼養又は保管する特定動物の数の増減に係る届出に関する書類であり、届出書には、特定動物の種類、増減の数等が記載されている。</p> <p>ク 文書8は、特定法人A横浜公演に係る許可等に関するメールの送受信文及び添付書類並びに受信FAXであり、個人のメールアドレス、個人の氏名、やり取りの内容等が記載され、特定動物飼養・保管許可申請書や施設図面等が添付されている。</p> <p>ケ 文書9は、特定法人A横浜公演に係る特定飼養施設等への立入検査の記録（写真）である。</p> <p>コ 当審査会では、本件審査請求文書を見分の上、非開示部分について、別表2のとおり分類する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p>

答申 番号	判断の要旨
3041	<p>非開示部分1には、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、個人の写真及び経歴に関する情報が記載されており、本号本文に該当する。</p> <p>審査請求人は、動物取扱責任者の氏名は、公表が義務づけられており、変更前の動物取扱責任者の氏名についても、当初は特定法人Aの公式サイト上に記載されていたものであるので非開示とする理由はないと主張する。</p> <p>この点について実施機関に確認したところ、動物取扱責任者の氏名は、第一種動物取扱業者登録簿の登録事項になっており、動愛法第15条の規定により一般の閲覧に供されることになっているが、審査請求人が開示を求めているのは、本件請求があった時点で登録されている動物取扱責任者ではなく、それ以前の動物取扱責任者の氏名であるため、当該登録簿に掲載されておらず閲覧の対象ではないとのことであった。また、動愛法第18条で規定する「標識の掲示」や特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月20日環境省告示第22号）における「動物取扱業の実施に係る広告」についても、その時点での動物取扱責任者名を掲示するものであるとのことであった。</p> <p>このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、変更前の動物取扱責任者の氏名は、慣行として公にされている情報とはいえないため、本号ただし書に該当しないし、その余の部分についても同様である。</p> <p>《旧条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>ア 非開示部分2には、実施機関の立入検査等に係る指導関連事項が記載されている。立入検査について実施機関に確認したところ、特定飼養施設等に係る立入検査は、特定動物の管理の方法や特定飼養施設の規模や構造などの基準が守られているかを確認するため、新規に申請があった場合のほか、定期的な間隔で実施し、通常、何かしらの指導は行われているとのことであった。当該非開示部分には、指導内容や特定法人Aからの報告の内容が個別具体的に記述されており、これらが明らかになると、法人の信用を低下させ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。</p> <p>しかし、非開示部分2のうち別表3に示す部分は、指導の内容ではなく指導を受けたという事実が記載されている部分であり、上記指導の状況を踏まえれば実施機関から何らかの指導が行われたという事実や当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに当該法人の社会的評価の低下など、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、本号アに該当しない。</p> <p>イ 非開示部分3から非開示部分7までには、施設の構造設備等に関する事項、施設図面及び図面への追記事項、施設付近見取図、施設の管理体制、保守点検計画、動物脱走防止対策、動物舎の管理方法、取引先の情報、法人の見解、マイクロチップに関する事項等が記載されている。これらの事項は、特定法人Aのノウハウや内部管理に関する事項であり、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。</p> <p>しかし、非開示部分4のうち別表3に示す部分は、開発のプロジェクト名であり取引先情報とはいえず、また、非開示部分5のうち別表3に示す部分は、法人の見解ではなく実施機関から指導を受けたという事実が記載されている部分であり、いずれも直ちに法人の正当な利益を害するとまではいえないため、本号アに該当しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第4号の該当性について》</p> <p>ア 非開示部分8には、法人代表者印の印影が記載されている。これを公にすることにより、第三者に偽造されるなどして、特定法人Aの財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。</p> <p>イ 実施機関は、非開示部分6について、本号該当性について主張するが、上記《旧条例第7条第2項第3号アの該当性について》イのとおり、非開示部分6は同項第3号アに該当するため、本号該当性は、判断しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第6号柱書の該当性について》</p> <p>非開示部分9は、電子メールにおける添付書類のパスワードが記載されている。パスワードは、当該添付文書を送受信すべき特定の当事者のみが当該添付文書に係る情報を取り</p>

答申番号	判断の要旨																																				
3041	<p>扱うべく設定されたものであるから、公になった場合には、パスワードを推測させ、当該当事者以外の者への漏えい及び当該当事者以外の者からのアクセスを誘発するなど、本来の業務の適正な遂行に支障を来たすなどの弊害が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当する。</p> <p>《その他》 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="264 479 1442 1120"> <thead> <tr> <th>文書名</th> <th>対象行政文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書 1</td> <td>第一種動物取扱業登録申請について（健動第 797 号）</td> </tr> <tr> <td>文書 2</td> <td>第一種動物取扱業変更届出について（健動第 1484 号）</td> </tr> <tr> <td>文書 3</td> <td>第一種動物取扱業申請者との連絡記録に関する書類</td> </tr> <tr> <td>文書 4</td> <td>特定動物飼養・保管許可申請について（健動第 1394 号）</td> </tr> <tr> <td>文書 5</td> <td>特定動物管轄区域外飼養・保管通知について（健動第 1437 号）</td> </tr> <tr> <td>文書 6</td> <td>特定飼養施設外飼養・保管届出について（健動第 1485 号）</td> </tr> <tr> <td>文書 7</td> <td>特定動物飼養・保管数増減届出について（健動第 1586 号）</td> </tr> <tr> <td>文書 8</td> <td>特定動物の飼養・保管許可等における申請者との連絡記録に関する書類</td> </tr> <tr> <td>文書 9</td> <td>特定動物の飼養・保管施設の立ち入りの記録（写真）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 2 非開示部分</p> <table border="1" data-bbox="264 1211 1442 2105"> <thead> <tr> <th>非開示部分</th> <th>非開示の内容</th> <th>非開示理由</th> <th>対象文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非開示部分 1</td> <td>氏名、住所、電話番号、メールアドレス、個人の写真及び経歴</td> <td>旧条例第 7 条第 2 項第 2 号</td> <td>文書 1 から文書 8 まで</td> </tr> <tr> <td>非開示部分 2</td> <td>指導関連事項</td> <td>旧条例第 7 条第 2 項第 3 号ア</td> <td>文書 3 及び文書 8</td> </tr> <tr> <td>非開示部分 3</td> <td>施設の構造設備等に関する事項（動物の保管・管理に関するものを除く）、施設図面及び図面への追記事項（動物の保管・管理に関するものを除く）、施設付近見取図、横浜公演開催要項、施設の管理体制、従業員数、保守点検計画、動物脱走防止対策、動物舎の管理方法、危険防止に関する事項、飼養又は保管をしようとする動物数、飼養又は保管をしている動物数、増減届出に関する事項並びに動物リスト</td> <td>旧条例第 7 条第 2 項第 3 号ア</td> <td>文書 1、文書 4 から文書 8 まで</td> </tr> </tbody> </table>	文書名	対象行政文書	文書 1	第一種動物取扱業登録申請について（健動第 797 号）	文書 2	第一種動物取扱業変更届出について（健動第 1484 号）	文書 3	第一種動物取扱業申請者との連絡記録に関する書類	文書 4	特定動物飼養・保管許可申請について（健動第 1394 号）	文書 5	特定動物管轄区域外飼養・保管通知について（健動第 1437 号）	文書 6	特定飼養施設外飼養・保管届出について（健動第 1485 号）	文書 7	特定動物飼養・保管数増減届出について（健動第 1586 号）	文書 8	特定動物の飼養・保管許可等における申請者との連絡記録に関する書類	文書 9	特定動物の飼養・保管施設の立ち入りの記録（写真）	非開示部分	非開示の内容	非開示理由	対象文書	非開示部分 1	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、個人の写真及び経歴	旧条例第 7 条第 2 項第 2 号	文書 1 から文書 8 まで	非開示部分 2	指導関連事項	旧条例第 7 条第 2 項第 3 号ア	文書 3 及び文書 8	非開示部分 3	施設の構造設備等に関する事項（動物の保管・管理に関するものを除く）、施設図面及び図面への追記事項（動物の保管・管理に関するものを除く）、施設付近見取図、横浜公演開催要項、施設の管理体制、従業員数、保守点検計画、動物脱走防止対策、動物舎の管理方法、危険防止に関する事項、飼養又は保管をしようとする動物数、飼養又は保管をしている動物数、増減届出に関する事項並びに動物リスト	旧条例第 7 条第 2 項第 3 号ア	文書 1、文書 4 から文書 8 まで
文書名	対象行政文書																																				
文書 1	第一種動物取扱業登録申請について（健動第 797 号）																																				
文書 2	第一種動物取扱業変更届出について（健動第 1484 号）																																				
文書 3	第一種動物取扱業申請者との連絡記録に関する書類																																				
文書 4	特定動物飼養・保管許可申請について（健動第 1394 号）																																				
文書 5	特定動物管轄区域外飼養・保管通知について（健動第 1437 号）																																				
文書 6	特定飼養施設外飼養・保管届出について（健動第 1485 号）																																				
文書 7	特定動物飼養・保管数増減届出について（健動第 1586 号）																																				
文書 8	特定動物の飼養・保管許可等における申請者との連絡記録に関する書類																																				
文書 9	特定動物の飼養・保管施設の立ち入りの記録（写真）																																				
非開示部分	非開示の内容	非開示理由	対象文書																																		
非開示部分 1	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、個人の写真及び経歴	旧条例第 7 条第 2 項第 2 号	文書 1 から文書 8 まで																																		
非開示部分 2	指導関連事項	旧条例第 7 条第 2 項第 3 号ア	文書 3 及び文書 8																																		
非開示部分 3	施設の構造設備等に関する事項（動物の保管・管理に関するものを除く）、施設図面及び図面への追記事項（動物の保管・管理に関するものを除く）、施設付近見取図、横浜公演開催要項、施設の管理体制、従業員数、保守点検計画、動物脱走防止対策、動物舎の管理方法、危険防止に関する事項、飼養又は保管をしようとする動物数、飼養又は保管をしている動物数、増減届出に関する事項並びに動物リスト	旧条例第 7 条第 2 項第 3 号ア	文書 1、文書 4 から文書 8 まで																																		

答申番号	判断の要旨			
3041	非開示部分 4	取引先の情報	旧条例第7条第2項第3号ア	文書4及び文書8
	非開示部分 5	法人の見解	旧条例第7条第2項第3号ア	文書6
	非開示部分 6	施設の構造設備等に関する事項（動物の保管・管理に関するもの）、施設図面及び図面への追記事項（動物の保管・管理に関するもの）、施設写真、飼養又は保管の期間、移動スケジュール、施設外で飼養又は保管をする特定動物の数並びに施設外で飼養又は保管をする時間	旧条例第7条第2項第3号ア	文書1、文書4から文書6まで、文書8及び文書9
	非開示部分 7	マイクロチップに関する事項	旧条例第7条第2項第3号ア	文書1、文書4、文書5及び文書8
	非開示部分 8	法人代表者印の印影	旧条例第7条第2項第4号	文書1
	非開示部分 9	パスワード	旧条例第7条第2項第6号柱書	文書8

別表3 非開示部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分	対象文書
非開示部分 2	93頁目非開示部分上から3行目の全て	文書8
	96頁目非開示部分上から4行目の全て	
	100頁目非開示部分上から6行目の全て	
	110頁目非開示部分上から3行目の全て	
	114頁目非開示部分上から5行目の全て	
非開示部分 4	施設付近見取図工事名称欄の非開示部分の全て	文書4
非開示部分 5	18頁目非開示部分上から3行目の全て並びに8行目8文字目及び9文字目	文書6

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

3042	《答申に当たっての適用条例について》
------	--------------------

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3042</p>	<p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《第一種動物取扱業の登録に係る相談等に係る事務について》</p> <p>第一種動物取扱業を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地の都道府県知事(指定都市にあってはその長)の登録を受けなければならない(動愛法第10条第1項)。</p> <p>また、都道府県知事は、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入らせ、飼養施設その他の物件を検査させることができることとなっている(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。)第24条第1項)。</p> <p>横浜市西福祉保健センターは、西区の区域において第一種動物取扱業を営もうとする事業所に係る第一種動物取扱業の登録に係る相談、申請書の受理、その登録に関する事務を担当する横浜市動物愛護センターへの進達等の事務を行う。また、第一種動物取扱業者の飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法等を確認するため当該第一種動物取扱業者の事業所等への立入検査等を行う(動愛法第24条第1項)。なお、動愛法第24条第1項の報告及び検査の事務は、横浜市保健所長委任規則(平成19年3月横浜市規則第31号)の規定により、横浜市保健所長に委任されている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 文書1は、令和2年8月3日に特定法人Aから動物取扱業等の申請に係る相談を受け作成した相談処理簿であり、相談者名、相談内容等が記載されている。</p> <p>イ 文書2は、令和2年12月24日に特定法人Aあて交付した第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等に関する事項についての文書であり、実施機関の指導内容等が記載されている。</p> <p>ウ 文書3から文書9までは、特定法人A横浜公演に係る第一種動物取扱業について、令和2年9月9日から令和3年1月15日までの期間に、実施機関と特定法人Aの間で取り交わされた第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等に関する質疑連絡等に係る電子メールであり、個人の氏名、やり取りの内容等が記載されている。</p> <p>エ 文書10及び文書11は、特定法人A横浜公演に係る第一種動物取扱業者に対して実施した立入検査の記録であり、調査日、調査項目、結果等が記載されている。</p> <p>オ 当審査会では、本件審査請求文書を見分の上、非開示部分について、別表2のとおり分類する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>非開示部分1には、氏名、電話番号、メールアドレス、出勤予定表、個人の写真に関する情報が記載されており、本号本文に該当する。</p> <p>審査請求人は、動物取扱責任者の氏名は、公表が義務づけられており、変更前の動物取扱責任者の氏名についても、当初は特定法人Aの公式サイト上に記載されていたものであるもので非開示とする理由はないと主張する。</p> <p>この点について実施機関に確認したところ、動物取扱責任者の氏名は、第一種動物取扱業者登録簿の登録事項になっており、動愛法第15条の規定により一般の閲覧に供されることになっているが、審査請求人が開示を求めているのは、本件請求があった時点で登録されている動物取扱責任者ではなく、それ以前の動物取扱責任者の氏名であるため、当該登録簿に掲載されておらず閲覧の対象ではないとのことであった。また、動愛法第18条で規定する「標識の掲示」や細目における「動物取扱業の実施に係る広告」についても、その時点での動物取扱責任者名を掲示するものであるとのことであった。</p> <p>このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、変更前の動物取扱責任者の氏名は、慣行として公にされている情報とはいえないため、本号ただし書に該当しないし、</p>

答申 番号	判断の要旨																				
3042	<p>その余の部分についても同様である。</p> <p>《旧条例第7条第2項第3号アの該当性について》</p> <p>ア 非開示部分2には、実施機関の立入検査等に係る指導関連事項が記載されている。立入検査について実施機関に確認したところ、第一種動物取扱業に係る立入検査は、動物の管理の方法や飼養施設の規模や構造などの基準が守られているかを確認するため、新規に申請があった場合のほか、定期的な間隔で実施し、通常、何かしらの指導は行われているとのことであった。当該非開示部分には、指導内容や特定法人Aからの報告の内容が個別具体的に記述されており、これらが明らかになると、法人の信用を低下させ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。</p> <p>しかし、非開示部分2のうち別表3に示す部分は、指導の内容ではなく指導を受けたという事実が記載されている部分であり、上記指導の状況を踏まえれば実施機関から何らかの指導が行われたという事実や当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに当該法人の社会的評価の低下など、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められないため、本号アに該当しない。</p> <p>イ 非開示部分3から非開示部分5までは、法人のメールアドレス、取引先の情報、施設写真が記載されている。これらの事項は、特定法人Aのノウハウや内部管理に関する事項であり、開示することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当する。</p> <p>ウ 実施機関は、非開示部分1のうち出勤予定表について、本号該当性を主張するが、上記《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》のとおり同項第2号に該当するため、本号該当性は判断しない。</p> <p>《旧条例第7条第2項第6号の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、非開示部分2、非開示部分4及び非開示部分5について、本号該当性を主張する。</p> <p>イ 非開示部分2のうち別表3に示す部分については、立入検査等に係る指導の状況を踏まえれば、開示することにより、特定法人Aに不信感を与え、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとまでは認められず、本号に該当しない。その余の部分については、上記《旧条例第7条第2項第3号アの該当性について》ア及びイのとおり、同項第3号アに該当するため、本号該当性は判断しない。</p> <p>《その他》</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="264 1498 1445 2101"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 1498 427 1559">文書名</th> <th data-bbox="427 1498 1445 1559">対象行政文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 1559 427 1619">文書1</td> <td data-bbox="427 1559 1445 1619">令和2年度環境衛生関係相談処理簿（令和2年8月3日相談分）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1619 427 1680">文書2</td> <td data-bbox="427 1619 1445 1680">特定法人Aに交付した文書（令和2年12月24日交付）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1680 427 1740">文書3</td> <td data-bbox="427 1680 1445 1740">特定法人Aへの電子メール（令和2年9月9日送信分）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1740 427 1800">文書4</td> <td data-bbox="427 1740 1445 1800">特定法人Aへの電子メール（令和2年12月9日送信分）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1800 427 1861">文書5</td> <td data-bbox="427 1800 1445 1861">特定法人Aからの電子メール（令和2年12月14日受信分）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1861 427 1921">文書6</td> <td data-bbox="427 1861 1445 1921">特定法人Aへの電子メール（令和2年12月15日送信分）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1921 427 1982">文書7</td> <td data-bbox="427 1921 1445 1982">特定法人Aからの電子メール（令和3年1月13日受信分）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1982 427 2042">文書8</td> <td data-bbox="427 1982 1445 2042">特定法人Aへの電子メール（令和3年1月14日送信分）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 2042 427 2101">文書9</td> <td data-bbox="427 2042 1445 2101">特定法人Aからの電子メール（令和3年1月15日受信分）</td> </tr> </tbody> </table>	文書名	対象行政文書	文書1	令和2年度環境衛生関係相談処理簿（令和2年8月3日相談分）	文書2	特定法人Aに交付した文書（令和2年12月24日交付）	文書3	特定法人Aへの電子メール（令和2年9月9日送信分）	文書4	特定法人Aへの電子メール（令和2年12月9日送信分）	文書5	特定法人Aからの電子メール（令和2年12月14日受信分）	文書6	特定法人Aへの電子メール（令和2年12月15日送信分）	文書7	特定法人Aからの電子メール（令和3年1月13日受信分）	文書8	特定法人Aへの電子メール（令和3年1月14日送信分）	文書9	特定法人Aからの電子メール（令和3年1月15日受信分）
文書名	対象行政文書																				
文書1	令和2年度環境衛生関係相談処理簿（令和2年8月3日相談分）																				
文書2	特定法人Aに交付した文書（令和2年12月24日交付）																				
文書3	特定法人Aへの電子メール（令和2年9月9日送信分）																				
文書4	特定法人Aへの電子メール（令和2年12月9日送信分）																				
文書5	特定法人Aからの電子メール（令和2年12月14日受信分）																				
文書6	特定法人Aへの電子メール（令和2年12月15日送信分）																				
文書7	特定法人Aからの電子メール（令和3年1月13日受信分）																				
文書8	特定法人Aへの電子メール（令和3年1月14日送信分）																				
文書9	特定法人Aからの電子メール（令和3年1月15日受信分）																				

答申番号	判断の要旨																										
3042	文書 10	動物取扱業監視票及び監視時の写真（令和2年12月24日監視分）																									
	文書 11	動物取扱業監視票（令和2年12月28日及び令和3年1月5日監視分）																									
別表2 非開示部分																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 353 480 421">非開示部分</th> <th data-bbox="480 353 938 421">非開示の内容</th> <th data-bbox="938 353 1177 421">非開示理由</th> <th data-bbox="1177 353 1445 421">対象文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 421 480 517">非開示部分1</td> <td data-bbox="480 421 938 517">氏名、電話番号、メールアドレス、出勤予定表及び個人の写真</td> <td data-bbox="938 421 1177 517">旧条例第7条第2項第2号</td> <td data-bbox="1177 421 1445 517">文書1及び文書3から文書10まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 517 480 613">非開示部分2</td> <td data-bbox="480 517 938 613">指導関連事項</td> <td data-bbox="938 517 1177 613">旧条例第7条第2項第3号ア</td> <td data-bbox="1177 517 1445 613">文書2及び文書7から文書11まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 613 480 710">非開示部分3</td> <td data-bbox="480 613 938 710">法人のメールアドレス</td> <td data-bbox="938 613 1177 710">旧条例第7条第2項第3号ア</td> <td data-bbox="1177 613 1445 710">文書4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 710 480 806">非開示部分4</td> <td data-bbox="480 710 938 806">取引先の情報</td> <td data-bbox="938 710 1177 806">旧条例第7条第2項第3号ア</td> <td data-bbox="1177 710 1445 806">文書7から文書9まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 806 480 898">非開示部分5</td> <td data-bbox="480 806 938 898">施設写真</td> <td data-bbox="938 806 1177 898">旧条例第7条第2項第3号ア</td> <td data-bbox="1177 806 1445 898">文書10</td> </tr> </tbody> </table>				非開示部分	非開示の内容	非開示理由	対象文書	非開示部分1	氏名、電話番号、メールアドレス、出勤予定表及び個人の写真	旧条例第7条第2項第2号	文書1及び文書3から文書10まで	非開示部分2	指導関連事項	旧条例第7条第2項第3号ア	文書2及び文書7から文書11まで	非開示部分3	法人のメールアドレス	旧条例第7条第2項第3号ア	文書4	非開示部分4	取引先の情報	旧条例第7条第2項第3号ア	文書7から文書9まで	非開示部分5	施設写真	旧条例第7条第2項第3号ア	文書10
非開示部分	非開示の内容	非開示理由	対象文書																								
非開示部分1	氏名、電話番号、メールアドレス、出勤予定表及び個人の写真	旧条例第7条第2項第2号	文書1及び文書3から文書10まで																								
非開示部分2	指導関連事項	旧条例第7条第2項第3号ア	文書2及び文書7から文書11まで																								
非開示部分3	法人のメールアドレス	旧条例第7条第2項第3号ア	文書4																								
非開示部分4	取引先の情報	旧条例第7条第2項第3号ア	文書7から文書9まで																								
非開示部分5	施設写真	旧条例第7条第2項第3号ア	文書10																								
別表3 非開示部分のうち開示すべき部分																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 987 523 1048">非開示部分</th> <th data-bbox="523 987 1219 1048">開示すべき部分</th> <th data-bbox="1219 987 1445 1048">対象文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="277 1048 523 1106">非開示部分2</td> <td data-bbox="523 1048 1219 1106">1頁目非開示部分1行目及び2行目の全て</td> <td data-bbox="1219 1048 1445 1106">文書2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1106 523 1164">非開示部分2</td> <td data-bbox="523 1106 1219 1164">2頁目非開示部分1行目の全て</td> <td data-bbox="1219 1106 1445 1164">文書7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1164 523 1211">非開示部分2</td> <td data-bbox="523 1164 1219 1211">4頁目非開示部分1行目の全て</td> <td data-bbox="1219 1164 1445 1211">文書9</td> </tr> </tbody> </table>				非開示部分	開示すべき部分	対象文書	非開示部分2	1頁目非開示部分1行目及び2行目の全て	文書2	非開示部分2	2頁目非開示部分1行目の全て	文書7	非開示部分2	4頁目非開示部分1行目の全て	文書9												
非開示部分	開示すべき部分	対象文書																									
非開示部分2	1頁目非開示部分1行目及び2行目の全て	文書2																									
非開示部分2	2頁目非開示部分1行目の全て	文書7																									
非開示部分2	4頁目非開示部分1行目の全て	文書9																									
(注意)																											
文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。																											
3043	《答申に当たっての適用条例について》																										
	横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。																										
《バス停留所の設置に係る事務について》																											
ア 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項では、「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。」と規定している。																											
なお、同法第32条第5項の規定により、道路管理者は、同条第1項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならないこととなっている。																											
また、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第9条第2号の規定により、工作物等の占用の許可期間は5年以内となっているため、占用の期間の満了後も引き続き道路を使用しようとする場合は、許可の更新を行う。																											
イ 横浜市において、バス停留所の設置に係る道路の占有許可を受け、又はその更新をするに当たっては、横浜市道路占有規則（昭和32年3月横浜市規則第17号）に基づき、申請書																											

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3043</p>	<p>を土木事務所に提出し、道路占用許可書の交付を受けることとなっている。</p> <p>ウ 道路交通法第77条第1項第2号は、「道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者」は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可を受けなければならないと規定し、当該許可を受けようとする者は、同法第78条第1項の規定により内閣府令で定める事項を記載した申請書を所轄警察署長に提出し、所轄警察署長は、当該許可をしたときは、同条第3項の規定により許可証を交付することとなっている。</p> <p>所轄警察署長が道路交通法第77条第1項の規定による許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が道路法第32条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、道路交通法第79条の規定により、あらかじめ、当該道路の管理者に協議しなければならないこととなっている。</p> <p>なお、道路交通法附則第11条の規定により、同法の施行の際、道路交通取締法（昭和22年法律第130号）の規定により警察署長がした許可その他の処分で現にその効力を有するものは、それぞれ道路交通法の相当規定により警察署長がした処分とみなし、当該許可に係る許可証は、同法の相当規定による許可証とみなされている。</p> <p>エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条は、一般旅客自動車運送事業（同法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないと規定し、当該許可に係る申請書の添付書類のうち、路線の新設を含む事業計画を変更しようとするときは、同法第15条第1項の規定により、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件開示請求に係る開示請求書の記載から、審査請求人は、本件バス停留所の使用に係る道路交通法ほか法令に基づく許可を受けたことを示す文書及び当該許可に係る各関係団体との合意事項が記載された文書を求めているものと解される。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</p> <p>ア 本件審査請求文書の特定について、審査請求人は「実施機関は対象文書を国との関係事項に留め、他の交通機関との合意事項を対象外とした」旨主張し、これに対し、実施機関は当該合意事項に関する文書も対象として現に保有する行政文書を探索した結果、本件審査請求文書を特定したと説明しているため、当審査会で、この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件バス停留所を経由する市営バス路線（以下「41系統」という。）は、昭和28年8月1日から運行を開始している。</p> <p>(イ) 一般に、バス停留所の設置に当たっては、道路管理者及び警察署長の許可を受け、地権者、地元関係者及び関係する民間バス事業者との協議を行っている。そのうち、法令に基づくものは、道路管理者及び警察署長の許可である。</p> <p>(ウ) バス停留所は、道路法第32条第1項第7号の政令で定める工作物等（道路法施行令第7条第1号に掲げる「看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ」）に該当し、本件バス停留所の設置場所に係る道路管理者の許可は、41系統の運行に当たり、道路占用の許可を受けて以降、5年ごとに許可の更新手続を行っている。</p> <p>本件開示請求に対しては、本件開示請求時点で保有していた本件バス停留所の設置場所に係る平成29年4月1日から平成34年3月31日（令和4年3月31日）までの道路占用許可書を特定した。</p> <p>なお、バス停留所の設置場所に係る道路占用許可書は、横浜市交通局行政文書管理規程（平成12年3月交通局規程第2号）第10条第4項に基づく行政文書分類表（課等別）では、「停留所関係書類」に分類され、保存期間は5年となっている。平成29年3月31日以前の期間における本件バス停留所の設置場所に係る道路占用許可書は、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していない。</p> <p>(エ) 道路上にバス停留所を設置する行為は、道路交通法第77条第1項第2号に掲げる所轄警察署長の許可が必要な行為に該当する。</p>

答申番号	判断の要旨
3043	<p>本件バス停留所の設置行為に係る警察署長の許可は、41系統の運行に当たり、所轄警察署長の許可を受けている。当該許可は、道路法による道路占用の許可（更新を含む。）が継続する限り、有効である。</p> <p>本件開示請求を受けて、実施機関が現に保有する行政文書を探索したが、当該許可に係る警察署長からの許可証は見つからなかった。</p> <p>(カ) 本件バス停留所の設置に当たっても、一般にバス停留所を設置する際に行う地権者、地元関係者及び関係する民間バス事業者との協議を行っているが、当該協議は、法令に基づくものではない。法令に基づく道路管理者及び警察署長の許可における協議も、現場立会のもと口頭で行うため、実施機関では、当該協議に関して書面を作成し、及び受領していない。</p> <p>(キ) 市営バス事業は、一般旅客自動車運送事業に該当し、41系統の設置に関する事業計画の変更については、運行開始前に国土交通大臣（平成13年1月5日以前にあっては運輸大臣。以下同じ。）の認可を受けている。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>(ア) 本件開示請求に係る開示請求書には、「東急東横線「大倉山駅前」バス停の使用許可にかかる各関係団体との合意事項の書類について 道路交通法他関係法規によるもの」と記載されていることから、本件対象行政文書は、本件バス停留所の設置に関する土地の使用権原に係る許可に限らず、道路上へのバス停留所の設置行為に係る法令に基づく許可を受けたことを示す文書及びこれらの許可に関する各関係団体との合意事項が記載された文書であると解するのが自然である。</p> <p>(イ) なお、41系統の設置に係る道路運送法による国土交通大臣の認可に関する文書は、バス路線の設置に関する文書であり、バス停留所の設置に関する文書である本件対象行政文書には該当しない。</p> <p>(ウ) また、実施機関が前記ア(カ)で説明するとおり、本件バス停留所を設置する際の地権者、地元関係者及び民間バス事業者との協議は法令に基づくものではないことから、当該協議に関する文書は、「関係法規によるもの」である本件対象行政文書には該当しない。</p> <p>(エ) 実施機関は、本件バス停留所の設置に関する法令による許可として、土地の使用権原に係る道路法による道路の占有許可のほか、道路上にバス停留所を設置する行為に係る道路交通法による警察署長の許可を受けていると説明しているが、本件開示請求に対して、道路法による道路占有許可に関する文書として本件審査請求文書を特定し、道路交通法による警察署長の許可に関する文書は特定していない。</p> <p>当該文書が存在すれば、本件対象行政文書として特定すべきところであるが、実施機関は、当該文書は見つからなかったと説明している。</p> <p>許可を受けてから長い期間が経過しているとはいえ、現に効力を有する許可を証する文書が存在しないことは遺憾であるが、実施機関が当該許可証の不存在を前提に本件処分を行ったことは、是認せざるを得ない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

(行政文書の開示義務)

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(イ省略)

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(第5号省略)

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(イからオまで省略)

(開示請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

(第2項省略)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881